

第二次恵庭市教育大綱

<はじめに>

少子高齢化、高度情報化、国際化など、社会が大きく変化している中、地域における教育の充実はますます重要となっています。

このような時代に対応した人材を育成するため、教育の質の向上はもとより、家庭・学校・地域が一体となった教育など、今後の本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の方針を示すため、「第二次恵庭市教育大綱」を定めます。

<教育大綱の位置付け>

教育大綱は、平成27年4月1日改正施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地方教育行政法）」第1条の3に規定されるもので、恵庭市総合教育会議において協議されたうえで策定します。

また、この教育大綱は教育の推進に関する基本的な考え方を示すもので、恵庭市学校教育基本方針や恵庭市生涯学習基本計画などの具体的な計画の根拠とするものです。

<教育大綱の期間>

国では、この教育大綱の期間として概ね4～5年と示されています。

本市においては第5期恵庭市総合計画（平成28年度～平成37年度）の策定とあわせ、恵庭市生涯学習基本計画（平成28年度～平成32年度）や、恵庭市運動・スポーツ推進計画（平成28年度～平成37年度）についても策定を行ったことから、現恵庭市の教育大綱の見直しを行い、第二次恵庭市教育大綱を策定しました。

この大綱が対象とする期間は、第5期恵庭市総合計画の前期基本計画との整合性を図るため、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

＜大綱の基本目標＞

第5期恵庭市総合計画に基づき、以下の基本目標を掲げ、4つの目標の実現を図ります。

【基本目標】

人が育ち文化育むまちづくり

目標 1 心豊かな思いやりをもった子どもの育成を図ります

基本方針：■青少年の健全な育成には、多くの大人との関わりなどが不可欠であるため地域で行われている活動の拡大・展開を図る中で、地域の教育力の向上を図ります。

■心豊かな子どもの育成のため、地域住民や市民団体等を主体として、生活体験や自然体験、社会体験の機会の充実や、地域活動機会の充実、読書習慣の形成等による、青少年の育成を図るとともに、指導者の育成や指導者間の連携の充実を図ります。

目標 2 子どもの自立成長を促す学校教育を目指します

基本方針：■少子化、高度情報化、国際化や価値観の多様化する社会にあって、“自ら課題を見出し解決する力”、“社会、自然等とともに生きる力”、“生涯にわたって学び続ける力”を身に付け、自立心のある子どもたちの育成を目指すため、児童生徒一人ひとりの学習を活性化する協働学習の環境整備を図り、「学力向上」に努めます。

■障がいのある児童や、いじめ・不登校・ひきこもり等の行動を示す、心の悩みを持つ児童のケアを充実し、一人ひとりのニーズに沿った環境整備を推進します。

目標 3

手を取り合い創造性を育む文化芸術を築いていきます

基本方針：■世代を超え、誰もが文化芸術活動に気軽に参加できるようなコミュニティづくりを図り、活動がつながり、支えあう仕組みづくりと全市民が一体となった文化芸術の振興を行うため、学校・社会教育施設と文化芸術活動団体等との連携や、文化芸術の担い手やボランティアの育成等に努めます。特に、優れた読書環境など、創造的な取組みの推進と融合を図ります。また、恵庭市の文化芸術活動について、多様な情報提供ができる体制や相談体制の構築を行います。

目標 4

夢と健康を育むまちづくりを進めます

基本方針：■市民スポーツは健康の維持及び増進並びに地域コミュニティづくりなど、多様な効果を生み出すことから、誰もが生涯にわたって健康で元気に暮らせる「夢と健康を育むスポーツ都市」の実現を目指します。

<重点施策>

恵庭市学校教育基本方針、恵庭市生涯学習基本計画、市長公約などに基づき、以下の重点施策の推進を図ります。

●ふるさとに生き 夢と志をいだき、心豊かにたくましく伸びる子どもの育成をめざします

- ① ふるさとに学び、ふるさとに生きる子どもの育成をめざします
 - 「ふるさと」の理念を生かした特色ある学校づくりの推進
 - ふるさとのよさを知り、ふるさとから学ぶ教育環境の充実
 - ふるさとに生きる子どもの育成をめざした地域づくり
- ② 夢と志をいだき、自ら進んで学ぶ子どもの育成をめざします
 - 学ぶ意欲を高め、確かな学力の向上を図る教育活動の推進
 - 教師の資質能力の向上と地域・保護者による学校教育への支援
 - これからの社会を担い、新しい時代を築く力の育成

- ③ 優しい心を持ち、共に生きる子どもの育成をめざします
 - いじめや生活の実態把握といじめ根絶運動
 - 豊かな心を育む教育の推進
 - 不登校、引きこもり等、生徒指導や教育相談体制の充実

- ④ たくましい心と体で、生き生きと活動する子どもの育成をめざします
 - 体力・運動能力の向上と運動習慣の確立
 - 自らの健康を保持・増進する健康教育の推進
 - 安全教育の充実と安全安心な地域づくりの推進

●次世代につなぐ「人づくり」「地域（まち）づくり」をすすめます

- ① 地域コミュニティ活動の推進に努めます
 - コミュニティ事業の推進
 - 年齢を問わない学びの場の推進
 - 多世代の居場所づくり
 - 参加者・参画者の増加

- ② ふるさと教育の推進に努めます
 - ふるさとの良さを学ぶ
 - 郷土資料館の活用

- ③ 読書活動の推進に努めます
 - 市民と協働による読書活動の推進
 - 生涯各期に応じた読書活動の推進

- ④ 文化芸術活動の推進に努めます
 - 公共施設及び民間施設の活用と市民の活力を生かした文化芸術活動の推進
 - 生涯を通じてだれもが文化活動を行える環境づくり

- ⑤ スポーツ・健康づくりの推進に努めます
 - 運動・スポーツの推進
 - 健康づくりの推進